

# 障害者権利条約に関する一考察①

文化体育部長 久保 親志 2007年11月

## 現状認識(はじめに)

皆さんはすでに、新聞や「わだち」No.144で周知のごとく。高村外務大臣は9月28日午後、ニューヨークの国際連合(以下、国連。)本部で、障害者の固有の尊厳、個人の自律及び自立、差別撤廃とすべての分野において均等な社会参加の促進を求める、人権条約「障害者の権利に関する条約」(以下、障害者権利条約。)に署名しました。更に、政府から同条約の「仮訳文」も出されました。昨年12月13日、第61回国連総会で同条約が全会一致で採択され、本年3月に署名のために開放されて以来、すでに113カ国と欧州共同体(EC)が署名を終わり。必要な国内法の整備をして条約を批准している国はクロアチアやキューバなど5カ国(9月27日現在)。条約が発効する要件は、20カ国以上の批准(締約)が必要となりますが、現在はまだ20カ国に達しておらず、発効していない。

障害者を対象とした権利条約は初めてのことで、世界人口の1割、約6億5千万人(国連推計)とされる障害者の人権の拡大に大きく寄与されるとの期待が高まっています。繰返しますが、同条約は、批准国に対し、「個人の尊厳」を基礎として、交通、教育、雇用などの面で障害者の立場改善のための立法・行政措置を要求、障害者を差別する国内法を見直し、必要な法整備を義務付けています。

しかし、先の政権が「国内法の整備が整っていない」という大義名分をつけて署名しなかった経緯があり、政権が代わるとこうも変わるものか、不思議です。報道によれば、政府は外務省や法務省、警察庁など9省庁で構成する「障害者権利条約にかかわる対応推進チーム」をすでに発足させています。今後、同チームを中心に、関連する法律の改正などを論議し、早期の批准をめざす考えのようですが、まだまだ、課題が山積しています。それは、この「障害者権利条約」が、一般国民(市民)に理解されていない、政府の「仮訳文」にも誤訳がある、いや！当事者である障害者市民すら十分に理解されていない等々。

それは、全脊連・第31回九州ブロック会議福岡大会の記念講演「“国連・障害者の権利条約”とは」を、熱心に語られる講師東俊裕弁護士と会衆との間に温度差を感じたのは、私だけだったのでしょうか。以前、織田晋平事務局長が、障害者権利条約につき、「わだち」No.141で述べていた、「まず、法内容を読み解くことから始めてほしい

と思います。同法を生かすも殺すも、一人ひとりの『理解と行動(権利行使)』に委ねられていることを、・・・」を思い出しました。正しく、その通りです。そこで、障害者市民の立場で障害者権利条約の考察に着手した次第です。

## 文理解釈

始めに、基本論点を明らかにするために障害者権利条約の文言から見ていくことにします。条約を正しく解釈し、立法趣旨・目的に則って「国内法を変える必要性」を関係各省庁や国会議員に訴えるために、必要だからです。では、事典を用いて「国際連合」「条約」の文言それぞれを見てみます。まず、国際連合(United Nations)とは、「国際連合憲章の下に設立された国際機構である。世界の平和と経済・社会の発展のために協力することを目的とする。」略称は、国連、英語ではUN。(フリー百科事典『ウィキペディア・Wikipedia』より。)と、ということです。

次に、一般的に解する条約とは、「国家間、または国家と国際機関との間で結ばれる文書による法的な合意。条約という名称のもの(狭義の条約)だけでなく、協約・憲章・取極・議定書・宣言・規程・規約などの名称のものも含む」(三省堂『大辞林 第三版』より)。更に、法的にみると「条約とは、国際法の主体間において、一定の権利義務を当事者間に生じさせるために、書面の形式により、かつ国際法の規律に従って締結される国際的合意である。」(有斐閣『法律学小事典』より。)と、ということになります。

今回は、国連の障害者権利条約の「現状認識」に多く紙面を割きましたが、次回から少しずつ条約の中身について、考察したいと思います。(つづく)